

# 広島県医療従事者養成所等指導要領

## 第1 目的

この指導要領は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号）、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）、臨床工学技士法施行令（昭和63年政令第21号）、臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号）、救急救命士法（平成3年法律第36号）、救急救命士法施行令（平成3年政令第266号）、救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）、歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第1号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）、歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）、歯科技工士学校養成所指定規則（昭和31年厚生省令第3号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）、柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）、柔道整復師学校養成施設認定規則（昭和47年文部省・厚生省令第2号）その他法令の定めるもののほか、医療従事者養成所等の指定及び指定内容の変更等に当たって遵守すべき手続き等を定め、事務処理の適正化及び円滑化並びに医療従事者養成所の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

## 第2 用語の意義

- 1 この要領において、医療従事者養成所等とは、理学療法士及び作業療法士法第11条第1号及び第2号に規定する理学療法士養成施設、同法第12条第1号及び第2号に規定する作業療法士養成施設、臨床工学士法第14条第1号から第3号までに規定する臨床工学技士養成所、救急救命士法第34条第1号、第2号及び第4号に規定する救急救命士養成所、歯科衛生士法第12条第2号に規定する歯科衛生士養成所、歯科技工士法第14条第2号に規定する歯科技工士養成所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項第2号に規定するはり師養成施設、きゆう師養成施設及びはり師きゆう師養成施設、柔道整復師法第12条第1項に規定する柔道整復師養成施設をいう。
- 2 第2の1に掲げるもののほか、この要領で用いる用語の意義は、第1及び第2の1に掲げる法令、通達において用いる用語の例による。

## 第3 設置計画書等の提出

- 1 医療従事者養成所等の指定等を受けようとするときは、その設置者は、医療従事者養成所等設置計画書（別記様式第1号）を開設しようとする年の前年3月末日までに広島県知事へ提出すること。
- 2 医療従事者養成所等の指定等を受けている設置者が、医療従事者養成所等の学生定員の増加、学級数の増加及び校舎の全面変更をしようとするときは、医療従事者養成所等定員・校舎変更等計画書（別記様式第2号）を変更しようとする日の1年前までに広島県知事へ提出すること。

## 第4 指定等申請の手続

医療従事者養成所等の指定等を受けようとするときは、その設置者は、第3の1により提出した設置計画書の承認を受けた後、指定申請書または認定申請書（別記様式第3号）を開設しようとする前年の10月末日までに広島県知事へ提出すること。

## 第5 変更承認申請の手続

医療従事者養成所等の指定等を受けている設置者が、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第4号）を変更しようとする日から起算して3か月前までに広島県知事へ提出すること。ただし、その変更内容が、学生定員の増加、校舎の全面変更及び学級数の増加である場合は、第3の2及び3の計画書の承認を受けた後でなければ、この変更承認申請書を提出することができない。

## 第6 変更届出の手続

医療従事者養成所等の指定を受けている設置者は、厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更届出書（別記様式第5号）を変更があった日から1か月以内に広島県知事へ提出すること。

## 第7 指定取消申請の手続

### 1 募集停止の申出

- (1) 最後の募集に係る入学者の入学年の前年の12月末日までに、申出書（別記様式第6号）を広島県知事へ提出すること。
- (2) 複数の課程を設置している場合で、一部の課程を廃止する場合は、学則変更承認申請（課程の変更）を行うこと。

### 2 指定取消申請書の提出

- (1) 指定の取消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、または、在学生がいなくなることが確定した時点で、指定取消申請書（別記様式第7号）を広島県知事へ提出すること。
- (2) 最後の学年の卒業または転学が決定した時点で、これを証明する法人理事会の会議録等を速やかに提出すること。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、医療従事者養成所等の指導に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年8月19日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に医療従事者養成所等設置計画書等を広島県知事へ提出している場合は、なお従前の例による。
- 3 この要領は、平成28年10月18日から施行する。